

## 討論

「八潮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について」討論の概要をお知らせいたします。

### 反対討論 (市民と市政をつなぐ会)

来年1月より利用開始を迎える共通番号制度は、法で厳密に個人番号の利用範囲を規定しているが、その範囲内(番号法第9条第2項、第19条第9号、第19条第14号)で市が条例を定めれば、個人番号の独自利用等を行うことができるとしている。

今回の議案は、市が番号制度を利用するに当たって、必要なこと

とは認識しているが、この番号制度については、これまで度々指摘してきたように、様々な問題点があり制度そのものに反対である。

政府の説明では、「公平・公正な社会を実現することを目的とし、税と社会保障、災害対策

の3分野で利用する」としてい

たが、法未施行の段階で、預貯金口座への番号付番、メタボ検診・予防接種データへの番号の紐づけ等の拡大法案が今年9月

3日に成立している。今後も、

政府のIT総合戦略本部が作成した「マイナンバー制度利活用

ロードマップ」では、戸籍、保険証、医療等、税・社会保障・災害対策の分野を大きく超える

利用拡大が示されており、2020年東京オリンピック時のテ

ロ対策にも利用される予定だ。

利用範囲が広がれば便利になるが、常時携行しなければなら

ないから落としたり紛失したり

する危険も増える。いつたん番号が漏れれば、被害は深刻になり取り返しがつかない。

12月14日、自治体の個人情報

流失事件としては過去最大の堺市職員による全有権者約68万人

分の個人情報流失事件の報道があつた。これは、どんなに罰則を強化しても人為的な情報漏えいは避けられないことを示して

いる。

通知カードの配布が始まり、日本郵便は大阪市天王寺区の一

部地域などのカードの作成漏れがあつた地域を除き、配達が完了したと12月17日発表したが、11日に新たな作成漏れが見つかった秋田、静岡、滋賀県内の5市町の配達状況は未確認とのことで、配達が完了しても受取人不在で、郵便局での保管期限後に自ら返送された通知カードは、全体の約10パーセントに当たる576万通余り。埼玉県内では約22万通で、八潮市では(12月17日現在)3569通が返送され、このうち受け取り済みは862通という状況だ。来年1月から運用開始なのに年内に通知カードさえ受け取れない人が続出する可能性が高い。

この共通番号制度を巡り、12月1日、プライバシー権の侵害として全国5箇所で一斉に違憲訴訟も提訴された。

国は、個人番号カードを3000万枚分に上積みする方針を示しているが、市民からの問い合わせには、「個人番号カードの取得はあくまでも任意」と強調し、発行枚数を増やすためのカード取得奨励などは絶対にしないで欲しい。まずは、来年1月からの運用を延期し、廃止も含め

たが、番号制度はIT利権のための推進ではとの懸念も抱かせ

る。

法定受託事務にもかかわらず、

漏えいによる番号変更のマニュアルも国は示さず、自治体によって対応に差が出ることが懸念される。

個人番号に絡む実害を伴う詐欺も起きており、今後、更に深刻化する恐れもある。

DV被害者等の避難先登録期間がわずか1ヶ月と短期だったこともあり、加害者宅に通知カードが届くことも想定される。

カード券面に性別等が記載されることにより、LGBTの方々への人権侵害の可能性、視覚障がい者が、点字表記がないため自分の番号を読めない等の問題、民間事業者の準備不足、ネット接続の都道府県集約化の遅れによる自治体のセキュリティ対策の問題、機能していない個人情報保護措置等、運用開始に値する準備が不足していることは明らかで、このまま利用を開始すれば矛盾や混乱が更に広がる恐れがある。

この共通番号制度を巡り、12月1日、プライバシー権の侵害として全国5箇所で一斉に違憲訴訟も提訴された。

国は、個人番号カードを3000万枚分に上積みする方針を示しているが、市民からの問い合わせには、「個人番号カードの取得はあくまでも任意」と強調し、発行枚数を増やすためのカード取得奨励などは絶対にしないで欲しい。まずは、来年1月からの運用を延期し、廃止も含めた検証を行なべきだ。以上、申し述べて反対討論とする。

### 賛成討論 (自民クラブ)

## 意見書

議案第104号「八潮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく意見書です。

本議案は、「行政手続における番号の利用等に関する法律」に基づき、八潮市における個人番号の利用と特定個人情報の提供について定めるものです。

この条例によつて、番号法に掲げられていない事務においても個人番号を利用することができるようになります。

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく意見書は、関係機関に送付しました。

### 夜間中学の整備と拡充を求める意見書

定例会最終日に、掲載の意見書のほか「児童虐待の防止に向けた体制強化を求める意見書」を原案のとおり可決しました。

なお、可決した意見書は、関係機関に送付しました。

されている市外に住む方々の就学の機会が制約されている状況があります。

このような現状に適切に対応することで、地域の活性化、治安の改善にも資すると考えられます。また、政府が掲げる一億総活躍社会を実現するため、希望する人々に対して夜間中学への就学の機会を、国籍や居住地等に関係無く提供できるよう、以下の夜間中学の整備と拡充のための取り組みに対する迅速な対応を求めます。

現在、夜間中学は全国8都府県に31校しかなく、北海道、東北、北関東、中部に加え四国や九州には、自主夜間中学はあっても夜間中学校は1校もない状況です。全国夜間中学校研究会の推計によると、15歳を過ぎて義務教育が修了していない者は、百数十万人にも上るとされています。また現在、夜間中学在籍者のうち外国人が占める割合は8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としています。この夜間中学で学ぶ外国人の中には、日本の義務教育を終えていないために、就職や進学ができず困っている方も多くいます。

今後も市民の皆様の利便性の向上のために様々な検討をしていただくとともに、個人番号・特定個人情報の取扱いにつきましては、十分慎重に行つていたただくようお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

記

1 年齢や国籍そして居住地に

関係なく希望する誰もが学べる夜間中学の全都道府県への

設置を促進すること

2 夜間中学における日本語教

育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に、国と都道府県が連携して財政支援を行なうこと

3 義務教育未修了者や在留資

格を持つ外国人が、夜間中学の情報を入手しやすいよう配慮した広報の展開や、低所得者に対する授業料減免など

の誘導策を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

埼玉県八潮市議会

提出先

討論には、1つ目として、討論を行う者が自己と対立の立場の者又は態度保留者を自分に同調させる。

2つ目として、討論者の政治的立場を明確にするという役割があります。

討論には、表決における賛否の理由を述べることをいいます。

討論には、1つ目として、討論を行う者が自己と対立の立場の者又は態度保留者を自分に同調させる。

2つ目として、討論者の政治的立場を明確にするという役割があります。

討論には、表決における賛否の理由を述べることをいいます。</p